

桑名市第10期介護保険事業計画・第11期老人福祉計画策定支援業務 委託に係る公募型プロポーザル基本方針

1 事業の目的

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画、及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉計画（計画期間：令和9～11年度）の策定にあたり、介護保険制度の知識だけでなく、本市の現状や地域特性の把握、市全域や各圏域の課題の認識とその解決に向けた提案など、企画力や他自治体等での同種業務の経験、医療・介護・福祉を取り巻く環境の変化等について深い理解を有する事業者から適切な支援を受けることで、本市の実状に即した実効性のある計画が策定され、「地域包括ケアシステム」が一層深化することを目的とする。

2 プロポーザル方式採用理由

価格のみによる競争によらず、本市の現状や地域特性の把握具合、課題の認識とその解決に向けた提案等が優れた事業者を選定するため。

3 期待できる効果

プロポーザル方式を採用することにより、上記「1 事業の目的」を満たす事業者を選定できると考える。

4 事業スケジュール（予定）

- | | | |
|---|-------------------|--------------------------|
| ① | 令和7年6月下旬
～7月上旬 | 選定委員会の設置及び審議（プロポ採用の適格性等） |
| ② | // 7月上旬 | プロポーザルの実施の公表 |
| ③ | // 8月中旬 | 選定委員会の審議（契約相手先候補者の決定）、契約 |

5 審査方法

- ・審査委員会を設置し、同委員会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を評価基準に基づき審査し、最高得点者を受託候補事業者として選定する。なお、審査委員の持ち点を合計した点数の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合には選外とする。
- ・審査は非公開とする。